

原油・原材料価格高騰等対策借入資金に係る 信用保証料補給の概要

新潟県セーフティネット資金において、原油・原材料価格高騰等に対応した要件が新設されたことを受け、信用保証料補給対象に追加することとなりました。

◆対象者

・市内で事業を営む中小企業者等で、市税を滞納していないかた

◆対象融資

・新潟県セーフティネット資金のうち原油・原材料価格高騰等対応推進緊急融資
※県セーフティネット資金融資要綱第7条第2項の表第9項による融資

◆補給率

○新潟県においても保証料補給を実施しているため、市では下記のとおり取り扱います。

- ①県の補給対象になっていないかた（県要綱第7条第2項の表第9項の(1)に当てはまるかた）
→県の補給対象外のため、借入額に応じて50%～100%の補給（従前どおりの対応）
- ②県の補給対象になっているかた（県要綱第7条第2項の表第9項の(2)に当てはまるかた）
→県で保証料の50%を補給するため、借入額に応じて20%～100%の補給

【補給率早見表】

借入額	①に該当	②に該当
200万円以下	100%	100%
200万円超～600万円以下	70%	40%
600万円超～1,000万円以下	60%	20%
1,000万円超～5,000万円以下	50%	対象外

◆手続きフロー

- ①各事業者さまの取扱金融機関にて対象融資の実行
 - ②市へ信用保証料補給申請書を、下記の書類（写し可）を添付して提出
 - 新潟県信用保証協会の信用保証書もしくは信用保証決定のお知らせ
 - 市税の納税証明書（法人の場合は法人分と代表者分の2通）
 - ③市から事業者さまへ補給決定通知書の送付
- ※補給分の信用保証料につきましては、新潟県信用保証協会へ市から直接お支払いいたします。

◆その他

・申請書類は下記からダウンロードできます
<https://www.city.myoko.niigata.jp/docs/34290.html>

◆問い合わせ先

〒944-8686 妙高市栄町5番1号 妙高市観光商工課商工振興グループ
TEL : 0255-74-0019 FAX : 0255-73-8206
E-mail : kankoshoko@city.myoko.niigata.jp